入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県企業局財務規程（昭和 38 年鳥取県企業管理規程第８号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）業務の名称及び数量

日野川工業用水道管理計装設備点検委託　一式

（２）業務の仕様

別添業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務の期間

契約締結日から令和９年３月 26 日まで

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア　「建物等の保守管理」の「電気通信設備管理（運転保守）」

イ　「機械等（建物等以外）保守点検」の「計測・分析機器保守点検」

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

３　契約担当部局

鳥取県企業局西部事務所

４　入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒683-0012　鳥取県米子市八幡 165

鳥取県企業局西部事務所

電話　0859-26-0017

電子メール　kigyoukyokuseibu@pref.tottori.lg.jp

（２）入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、令和８年 11 月５日（木）から同月 13 日（金）までの間にインターネットの鳥取県企業局ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm）から入手すること。ただし、これにより難い場合には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和８年 11 月５日（木）から同月 13 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は午後４時までとする。

イ　交付場所
（1） に同じ
（3）入札及び開札の日時及び場所
ア　入札日時
令和８年 11 月 20 日（金）午前 10 時　即時開札
イ　場所
鳥取県米子市八幡 165　鳥取県企業局西部事務所 所長室

5　入札に関する問合せの取扱い
（1）疑義の受付
本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）を作成し、電子メールにより４の（1）の場所に令和８年 11 月９日（月）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。
（2）疑義に対する回答
（1）の質問については、令和８年 11 月 10 日（火）にインターネットの鳥取県企業局ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm）によりまとめて閲覧に供する。

6　入札参加者に要求される事項
（1）本件入札に参加を希望する者にあっては、７の事前提出物を作成の上、４の（1）の場所に令和８年 11 月 13 日（金）午後４時までに提出（郵送可。ただし、前記の日時までに必着）し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、期限までに７の事前提出物を提出しない者並びに開札の時において２の入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。
（2）入札参加者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
（3）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
（4）提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7　事前提出物
事前提出物は次のとおりとし、提出部数は１部とする。
入札参加資格確認書（様式第１号）

8　資格審査について
（1）６の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和８年 11 月 16 日（月）までに通知する。
（2）（1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県企業局西部事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和８年 11 月 17 日（火）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
（3）（2）により説明を求められた場合、鳥取県企業局西部事務所長は、説明を求めた者に対して令和８年 11 月 18 日（水）までに書面により回答する。

9　入札条件
（1）入札は、紙入札による。
（2）入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

（３）入札書（様式第４号）は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
（４）入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。
（５）入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
（６）入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状（様式第３号）を提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
（７）入札書及び委任状のあて名は、鳥取県企業局西部事務所長　金田　孝典とする。
（８）開札は、入札者又は代理人が立会いして行うものとする。
（９）再度入札は２回とする。（初度入札を含めて３回とする。）
(10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
(11) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
(12) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10　入札保証金及び契約保証金
（１）入札保証金
　入札保証金は免除する。
（２）契約保証金
　落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 65 条の４に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
　なお、財務規程第 65 条の５の規定によりその例によることとされる会計規則第 112 条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11　入札の無効条件
　次に掲げる入札は無効とする。
（１）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
（２）入札保証金の納付を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納付しなかった者のした入札
（３）委任状のない代理人の入札
（４）他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは２人以上の入札者の代理をした者のした入札
（５）入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
（６）入札に際し、不正の行為があった者のした入札
（７）記名押印のない入札書による入札
（８）金額数字の不鮮明な入札
（９）政令、財務規程、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12　落札者の決定方法
　本件公告に示した調達を履行できると判断した入札者であって、財務規程第 65 条の５の規定によりその例によることとされる会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13　契約書の作成の要否
　　要

14　手続きにおける交渉の有無
　　無

15　その他
（１）入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
（２）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
（３）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
（４）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
　なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
　また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
　イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
　（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
　（イ）暴力団員を雇用すること。
　（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
　（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
　（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
　（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
　（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
（５）再委託の禁止
　ア　受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
　イ　発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
　（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合
　（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
（６）10 の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札後直ちに契約保証金免除申請書（様式第５号）を、４の（１）の場所に提出すること。

（７）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第６号）を、４の（１）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。